

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年8月18日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・ 17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏 ・ 16 中谷 秀也

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第3号 非農地証明願について
議案第4号 買受適格証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第8回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。</p> <p>議事録署名人を指名させていただきます。14番 池山委員、16番 中谷委員、よろしくお願いします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から2で、件数は2件、合計面積は田で8,816㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から7で、件数は7件、合計面積は19,813㎡で、その内訳は田が11,879㎡、畑が6,907㎡、その他が山林で1,027㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、物置用地 でございます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は畑で66㎡でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案事項に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の6ページから9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西大釜_____、登記地目・現況</p>

地目とも畑、面積 2,864㎡、受人 _____、面積 38,176㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号2、地区 久居、申請地 久居井戸山町奥ノ谷 _____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 555㎡、受人 _____、面積 13,154.92㎡、渡人 _____。

譲受・譲渡理由とも生前贈与のためです。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町北興 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 315㎡、受人 _____、面積 20,946㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は耕作管理困難のためです。

番号4、地区 榊原、申請地 榊原町尺ヶ寺 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 346㎡ 外3筆、合計面積 1,762㎡、受人 _____、面積 21,126㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外2筆、合計面積 676㎡、受人 _____、面積 12,250.16㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足による営農縮小のためです。

番号6、地区 大三、申請地 白山町二本木徳田 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 109㎡ 外3筆、合計面積 517㎡、受人 _____、面積 5,512㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 大三、申請地 白山町二本木三ヶ谷 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 274㎡ 外1筆、合計面積 299㎡、受人 _____、面積 7,519㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

番号8、地区 倭、申請地 白山町佐田中縄手 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,049㎡ 外1筆、合計面積 4,138㎡、受人 _____、面積 902㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 川口、申請地 白山町川口西阿坂 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,738㎡ 外1筆、合計面積 2,638㎡、受人 _____、面積 9,993㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

川口宮ノ西122番1については、議案第2号、番号7に関連するもので、対象地の一部が農業用倉庫であるため、3条申請と5条申請を合わせて完成となる案件です。

番号10、地区 石名原、申請地 美杉町石名原拂戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 64㎡ 外4筆、合計面積 3,244㎡。受人____、面積 2,063㎡、渡人____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

番号11、地区 奥津、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 165㎡、受人____、面積 10,349㎡、渡人____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足による営農縮小のためです。

番号12、地区 奥津、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 9.91㎡ 外4筆、合計面積 1,212.91㎡、受人____、面積 10,349㎡、渡人____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足による営農縮小のためです。

以上、件数は12件、合計面積は18,385.91㎡で、その内訳は田が12,540㎡、畑が5,290.91㎡、その他が山林で555㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番から3番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。8日に現地を見てまいりました。地元推進委員、これ1番、2番、3番と皆一緒ですので、まとめて説明します。

1番については、事務局の説明のとおりでございます。場所は____の東約150mぐらいのところでございます。

2番についても、この事務局の説明どおりでございます。場所は____の西100mぐらいのところでございます。

3番について、これも事務局の説明どおりでございます。____の西約50mのところでございますが、別にこれも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

4番、お願いします。

野田委員

7番、野田です。8月8日に田口委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。場所は____から南に約250mの農免道路に面した土地でございます。現在も受人が耕作を行っております関係から、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長	ありがとうございます。 5番、お願いします。
池山委員	14番、池山です。8月8日に地域の地元推進委員の方と、それから宮本さん、それと一志事務局で現地確認をしております。何ら問題はないということで、別段これといったことはございませんでした。どうぞよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。 6番から9番まで。
中谷委員	16番、中谷です。8月8日に西森、岡田、中谷、3人の委員と地元推進委員、それと白山の担当で6番、7番を見てまいりました。場所は、6番は_____ _____ の東およそ100mのところですか。また7番は_____ _____ の西200mの線路北側になります。いずれも畑ですけれども、受人の隣が渡人の土地ということで耕作をするということで、現在も作物を作られておるようなところですので、何ら問題はないかと思えます。 8番ですけれども、同じく8日に西森、岡田、中谷、3人と地元推進委員、それと白山の総合支所で見えてまいりました。場所は_____ _____ の北西1kmほどのところですか。現在も田んぼを作られておりますので、何ら問題はないかと思えます。 9番、川口です。川口の西阿坂ですけれども、これは_____ _____ の南西およそ1kmのところになります。また、それと西ノ宮は_____ _____ のすぐ西側、道路を挟んで2枚目の田んぼに当たります。これも現在耕作されております。何ら問題はないかと思えます。また、その川口の部分につきましては、西森、岡田、中谷、3人と地元推進委員、それと白山の総合支所で見えてまいりました。4件とも現在耕作されておりますので、問題はないかと思えますので、よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。 10番から12番。
結城委員	18番、結城です。10番、11、12の説明をいたします。 石名原の10番については、8日に地元推進委員、事務局で現地確認をいたしました。渡人は遠隔地に住まいすることから管理等が難しく、譲渡したいということでございます。受人は経営面積の拡大ということです。 それから11、12は同じ人ですので、まとめて説明します。8日、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は労力不足のため受人に耕作をしてもらうということで、受人は営農の拡大のため農地を引き受け、耕作をしたい、営農の拡大をやっていきたいと思えますということでございますが、現地は非常に荒れております。農地としてはどうかと疑問に思っておりますが、地元推進委員に気をつけて見守るように言っております。以上です。
議長	それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか、よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明願います
事 務 局	10ページから12ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西八丁山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 665㎡ 外2筆、合計面積 975㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を障害者グループホーム用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 久居、申請地 戸木町八丁山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 812㎡ 外2筆、合計面積 1,342㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は464.4㎡、不整形地のためパネルの設置率は34.6%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 久居、申請地 木造町仲野_____、登記地目 宅地、現況地目 畑、面積 413.22㎡のうち137㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町大沢_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 254㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を建て売り住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 川合、申請地 一志町片野西垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 494㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、申請地 一志町片野北浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 62㎡ 外2筆、合計面積 394㎡、受人 _____ 外1名、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 965㎡のうち65㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。議案第1号、番号9の対象地内に存在する農業用倉庫部分となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、申請地 白山町上ノ村正住寺_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 390㎡ 外6筆、合計面積 1,724㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は866.88㎡、周辺の土地と一体利用するため、パネル設置率は37%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は5,661.22㎡で、その内訳は田が512㎡、畑が4,736㎡、その他が宅地で413.22㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から3番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。去る8日に現地を見てまいりました。1番と2番とは一緒です。これも農業委員の野田さんと私と、それで地元推進委員と事務局で見てまいりました。これも場所は_____の南へ約100mのところでございます。

2番については、これも_____の南150mのところでございます。

3番について、3番は地元推進委員と私と野田さんと事務局で見てまいりました。これも場所は_____の東約80mぐらいのところでございますが、事務局の説明どおりで問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

4番、お願いします。

野田委員

7番、野田でございます。8月8日に田口委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。買手である建築会社が建て売り住宅を建設するために購入をするものでございます。付近は住宅化が進んでおりまして、排水対策

等も計画されており、何ら問題はないと思います。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
5番、6番お願いします。

池山委員 14番、池山です。8月8日に地元推進委員2名と事務局で現地確認をしています。5番、6番ともに川合の西、川合の東地区の_____から南へ高台になっているところがございます。それは畑地です。

5番につきましては、周辺に譲渡人の営農している畑が幾つか点在をしているところがございますが、そのうちの1番を譲り渡して宅地にすると。住宅を建てるということで、環境が非常にいいところですし、排水についても問題はありません。周囲に対する影響もございません。

6番につきましても、すぐ向こう側の近隣でございますが、譲渡人も同じくこの当該地の周辺に幾つか畑を持っておりまして、営農しております。そのうちの畑3枚を一般住宅用として譲り渡すということでございまして、日当たりのいいところでございますので、住宅地としては非常にいいところですが、農地がどんどん減っていくことについては、実際に畑をやっている人にとっては非常に残念だとは言っていますけれども、こういうご時世でございますので、問題なかろうということでございます。

以上、5番と6番でございます。

議長 ありがとうございます。
7番、8番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。8日に西森、中谷、岡田、3人と地元推進委員、それから白山支所の事務局で見てまいりました。場所は議案第1号にありましたように、_____のすぐ西側、2枚目の宅地になります。南端にあります農業用倉庫ということで、何ら問題はないかと思えます。

8番ですけれども、これも8日に西森、岡田、中谷、3人と地元推進委員、それと白山の事務局で見てまいりました。場所は_____から北へ400mほど入ったところ。地元の方と随分と話をされていたようで、双方ともに納得したような工事の進め方をするような感じでしたので、問題はないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 非農地証明願についてを議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 13ページから14ページをお願いいたします。
議案第3号 非農地証明願について、でございます。
番号1、地区 高岡、願出者 _____、対象地 一志町田尻上ノ_____
登記地目 畑、現況地目 山林、面積 231㎡ 外2筆、合計面積 1,295㎡。
これにつきましては、平成10年撮影の空中写真撮影記録証明書により、対象地に平成8年頃以前より植林し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 倭、願出者 _____、対象地 白山町佐田井ノクラ_____
登記地目 田、現況地目 山林、面積 1,851㎡ 外5筆、合計面積 2,800㎡。
これにつきましては、平成15年撮影の空中写真撮影記録証明書及び平成12年撮影の航空写真により、対象地は耕作放棄により20年以上前に山林化し、現在に至ることが確認できることから、対象地は耕作放棄後20年以上が経過し、農地への復元困難な土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 大三、願出者 _____、対象地 白山町二本木五斗代_____
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 566㎡。
これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、対象地に昭和41年10月15日に居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号4、地区 石名原、願出者 _____、対象地 美杉町石名原倉ノ谷_____
登記地目 畑、現況地目 山林、面積 56㎡ 外1筆、合計面積 373㎡。
これにつきましては、昭和50年撮影の空中写真撮影記録証明書により、対象地に昭和38年3月に植林し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は4件、合計面積は5,034㎡で、その内訳は田が2,583㎡、畑が2,451㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。
- 池山委員 14番、池山です。8月8日に現地確認をしておりまして、小学校の近く、すぐ裏手に当たります。周辺はずっと山林、もしくは畑からどんどんと住宅に変わっていったところで、この部分だけが山林の状況で残されていると。杉、ヒノキが20年生ぐらいのもので、多少手入れはされているようですが、伐採してもほとんど材木としての用にはなさないだろうと思われませんが、非農地、山林であるということで、誰が見てもこれは山林だなということで、実際確認をいたしました。問題はなかろうかということでございます。
- 議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。
- 中谷委員 16番、中谷です。8日に西森、中谷、岡田、3人と地元推進委員、それと白山の事務局で確認をしてまいりました。場所は_____の西200mから300mぐらいの谷の下のほうでした。現場近くまでは徒歩で行けるようなところではございませんでした。もう上から見ただけで山林と分かるようなところでした。
続いて3番ですけれども、これも同じく8日に西森、岡田、中谷、3人と地元推進委員、それと白山の事務局で見てまいりました。場所は_____の信号と_____の信号の中間地点北側にあります。家は建っておりますけれども、現在誰も住んでいない無人となっておりますけれども、非農地と認めて問題ないかと思えます。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
4番、お願いします。
- 結城委員 18番、結城です。石名原の4番について、8日に岸野さん、事務局で現地を確認をいたしました。申請地は、亡くなったお父さんが昭和38年3月に杉の木を植林して以来、山林として所有・管理をしてきたと。始末書は写真、全ての書類が添付されているということですので、よろしくお願いします。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。どうですか。よろしいですか。
- 部会委員 <一同 意見なし>
- 議長 それでは意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については証明することと決定いたします。 続きまして、議案第 4 号 買受適格証明願についてを議題とします。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	15 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 買受適格証明願についてでございます。 番号 1、地区 久居、申請地 久居井戸山町東興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 952㎡、願出人 _____。 営農拡大を目的としており、農地法第 3 条の許可申請が添付されております。 以上、件数は 1 件、面積は畑で 952㎡でございます。 この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
田口委員	6 番、田口です。これも去る 8 日に現地を見てまいりました。先月も出ていたと思いますけれども、地元推進委員で見えてきましたけれども、別に何ら問題ないやろうということで、よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見はいかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 4 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号については証明をすることと決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 それでは、資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の使用貸借で11,334㎡、畑の使用貸借で3,730㎡、契約件数は5件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で16,715㎡、契約件数は10件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で2,051㎡、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で631㎡、畑の使用貸借で370㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて30,731㎡、畑の集積が、使用貸借で4,100㎡、合計契約件数は19件、合計面積は34,831㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区5件、白山地区1件で、合計11件、合計面積は25,086㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で57.9%、面積で72%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は整理番号9-1-2、こちら1件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたが、それではご審議をお願いします。皆さん、いかがですか。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議いただきました案件についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
これらの案件につきまして適正であると認め、市長に進達することといたします。ありがとうございます。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時40分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

令和4年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____